

●香川県告示第163号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

香川郡直島町4049番地の1

三菱マテリアル株式会社直島製錬所 所長 清水 隆

(2)事業場の所在地及び名称

香川郡直島町4049番地の1

三菱マテリアル株式会社直島製錬所

(3)特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	
能	力	①100 Nm <sup>3</sup> /分 1基、②200 Nm <sup>3</sup> /分 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着工後30日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5～6	12
	化学的酸素要求量 (mg/l)	400	500
	浮遊物質 量 (mg/l)	①30、②50	①50、②100
	窒素含有量 (mg/l)	< 1	2
	りん含有量 (mg/l)	< 0.1	0.2
銅含有量 (mg/l)		①1、②2	①2、②5
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		①0.25、②0	①0.5、②1

種	類	非鉄金属製造業の用に供する湿式集じん施設	
能	力	740 Nm <sup>3</sup> /分 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着工後30日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	

排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	2～3	2～3
	化学的酸素要求量 (mg/l)	800	1,000
	浮遊物質 (mg/l)	20	50
	窒素含有量 (mg/l)	1,000	1,500
	りん含有量 (mg/l)	0.5	1
	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.2	0.5
	鉛及びその化合物 (mg/l)	3	5
	砒素及びその化合物 (mg/l)	5	10
	セレン及びその化合物 (mg/l)	40	60
	銅含有量 (mg/l)	1	2
	亜鉛含有量 (mg/l)	1	2
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		0.1	0.1

変更しようとする特定施設

種	類	非鉄金属製造業の用に供する還元そう	
能	力	20 m <sup>3</sup>	
工期等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続8時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	2～3	2～3
	化学的酸素要求量 (mg/l)	400	500
	浮遊物質 (mg/l)	50	100
	窒素含有量 (mg/l)	250	500
	りん含有量 (mg/l)	<0.1	0.2
	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.006	0.1
	鉛及びその化合物 (mg/l)	0.02	1
	砒素及びその化合物 (mg/l)	0.01	0.5
	銅含有量 (mg/l)	100	200

亜鉛含有量 (mg/l)	200	400
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	(変更前)20(変更後)20	(変更前)49.2(変更後)50.2

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分	項目	第 1 排水口	
		通常	最大
排水水の汚染状態	水素イオン濃度	5.6~8.6	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/l)	2	10
	浮遊物質 (mg/l)	22.995	30
	窒素含有量 (mg/l)	10	20
	りん含有量 (mg/l)	1	5
	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.008	0.05
	鉛及びその化合物 (mg/l)	0.04	0.1
	砒素及びその化合物 (mg/l)	0.04	0.1
	セレン及びその化合物 (mg/l)	0.05	0.1
	銅含有量 (mg/l)	0.03	1.0
	亜鉛含有量 (mg/l)	0.3	5.0
	排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	347,638	395,137

他に排水口が2箇所（1箇所休止中）ある。

(備考) 今回新たに特定施設を設置するが、既設特定施設を一部廃止すること及び副産原水を処理能力内で処理するため、排水水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年4月1日から同月22日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
直島町環境水道課